

令和4年度 第1回大阪市建設事業評価有識者会議 事業再評価対象事業一覧表

番号	事業名	所管局	事業再評価理由 [回数] ※1	前回全体事業費 (億円) ※2	事業開始年度	前回対応方針	a	b	c		d	e	備考 (a～eの補足等)
							対応方針 (案)	B/C	事業進捗率		全体事業費の増減の有無 (増減額)	完了年度延長の有無 (完了年度)	全体事業費の増減理由 完了年度の延長理由 対応方針の変更理由等
									前回評価時の事業進捗率 (事業費ベース)	現在の事業進捗率 (事業費ベース)			
1	[港湾整備事業] 咲洲東土地造成事業	大阪港湾局	④ [2回目]	151	H12	休止D	継続B	3.37	8.5%	8.5%	無	有 H27⇒R19	[完了年度の延長理由] 埠頭用地：国直轄事業において、国際戦略港湾関連事業を最優先し、本事業の整備を見合わせており、埠頭用地も同様の取り扱いとしたため。 流通施設用地：平成21年度事業再評価において、事業を休止し、需要や事業性について再検証する必要があると評価を受けたため。 [対応方針の変更理由] 埠頭用地（C⇒B）：事業実現の見通しがあり、国直轄事業の岸壁工事が令和6年から本格化する予定であり、岸壁整備に併せて実施していく必要があるため。 流通施設用地（D⇒B）：EC市場の拡大や最近の売却状況を鑑み、今後の需要が見込めると判断したため。
2	[街路事業] 豊里矢田線（生野）整備事業	建設局	② [1回目]	21	H30	—	継続A	2.49	—	20%	有 21.4億円 ⇒25.3億円	有 R6⇒R9	[全体事業費の増減理由] ・実績を精査した結果、用地取得に係る費用が当初見込みよりも増加し、あわせて工事費についても令和4年度の基準で精査を行い、事業費の見直しを行ったため。 [完了年度の変更理由] ・用地取得の遅れにより、用地取得完了予定を令和4年度末から令和7年度末とすることで事業期間を3年間延伸する。
3	[立体交差事業] 福町十三線立体交差事業（阪神なんぼ線）	建設局	② [1回目]	61	H30	—	第2回有識者会議意見聴取対象事業						
4	[街路事業] 淀川南岸線整備事業	建設局	③ [2回目]	62	H21	継続A	第2回有識者会議意見聴取対象事業						
5	[街路事業] 淀川左岸線（2期）事業	建設局	① [5回目]	5,070	H18	継続A	第2回有識者会議意見聴取対象事業						

※1 再評価理由の番号については、次のとおり

【国庫補助事業】

①所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの

【①以外で市が事業主体である事業】

②事業開始年度から起算して5年目の年度において、未着工または継続中の事業（平成30年度に事業開始分）

③事業再評価を実施した年度から5年目の年度において、なお未着工または継続中のもの（平成29年度に事業再評価実施分）

④事業休止中の事業であって、翌年度に事業再開する事業（令和5年度に再開を予定している事業）

⑤その他市長が特に必要と認めるもの

※2 初回の再評価の場合は、事業開始時の全体事業費を表示しています

位置図

